

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から51年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和50年1月\*日に結婚し、A町(現在は、B市)からC市に転居した。

その後、C市から国民年金の加入勧奨の封書が来たのでC市役所に行き、国民年金の任意加入手続及び保険料の口座振替手続を行い、保険料を納付していたのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A町役場作成の国民年金被保険者名簿から、昭和50年1月\*日に同町からC市へ転出したこと、及び戸籍謄本から、同年3月\*日に厚生年金保険被保険者である夫と婚姻したことが確認でき、婚姻と同時に国民年金の任意加入対象者となるところ、申立人の特殊台帳の記録では、41年4月から54年11月までの期間において強制加入者として管理されていたことが確認できる。

また、申立期間直後の昭和51年4月から保険料が納付済みとなっており、申立人は、当時、強制加入者として管理されていたことを考慮すると、C市に転入後も申立人に対して、申立期間に係る納付書が送付されていたものと推認できる。

さらに、申立人は、保険料の口座振替が始まるまで、納付書により金融機関において納付を行っていたと主張しているところ、事実、C市では、昭和50年4月から金融機関において保険料を納付できたことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

加えて、申立期間は13か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められ、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から57年3月までの国民年金保険料については、免除をされていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から57年3月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和54年4月から57年3月までの保険料が未納であるとの回答を受け取った。

申立期間当時は、不景気で家業のA卸売業の経営が思わしくなく、昭和53年\*月に長男が誕生したこと、及び母が同年12月に脳出血で入院したことなどで経済的に困窮し、保険料の納付が遅れ始めた。そのころに社会保険事務所(当時)又はB市役所の職員が、保険料の納付勧奨で私の家に来たことを覚えている。

私は、その職員から申請免除のことを聞き、やむを得ず妻の保険料は納付を続け、自分は昭和54年5月下旬ごろB市役所において申請免除の手続を行った。その後、私は毎年申請免除の手続を行ったはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除手続を行った経緯、時期、場所などを明確に記憶している上、申立内容のとおり、i) 戸籍謄本から申立人の長男が昭和53年\*月に誕生していること、ii) オンライン記録から申立人の母が同年12月11日を初診日として障害年金を受給していること、iii) 申立人の妻の特殊台帳から54年1月から同年3月までの保険料が過年度納付されており、納付が遅れ始めたことが確認できる。

また、B市役所では、「当時、現年度保険料の納付率を上げるため、徴収員が年度末に集中して被保険者の自宅を訪問し納付勧奨を行っていた。」、「必要

に応じて、申請免除の説明を行っていたと思われる。」と回答していることから、申立内容には信憑性<sup>びよう</sup>が認められる。

さらに、申立人は、当時の世帯所得が 200 万円以下であったとしているところ、世帯員の状況、当時の級地区分などからみて、免除基準を満たしていたものと推認できることから、申立人が徴収員の自宅訪問を受け、B 市役所において免除手続を行ったと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から平成5年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から平成5年5月まで

私は、60歳近くになって自分の年金が心配になり、社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、法定免除期間であるはずの昭和57年10月から平成5年5月までの期間が未納とされていることが分かった。

私は、夫が蒸発し生活に困ったため、生活保護をA市役所に申請し、昭和57年12月から生活保護が始まった。生活費、家賃代などが市役所から給付されたので、国民年金保険料についても当然、法定免除になると思っていた。

このため、申立期間が法定免除期間とされていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の記録から、昭和57年12月\*日から平成5年5月\*日までの期間において生活保護を受けていたことが確認できる上、同市役所職員は、申立人の生活保護の種別について、「生活保護の期間が長期に及ぶことから、生活扶助を受けていたと思われる。」と証言している。

また、申立人は、生活保護の手続を行った時期及び当時の生活状況を明確に記憶しており、その兄に聴取しても、「当時、申立人が生活保護を受けなければ生活できない状態であった。」と証言していることから、申立人は、法定免除の要件となっている生活扶助を受けていたものと推認できる。

さらに、法定免除の始期は「該当するに至った日（生活保護の開始日）の属する月前における直近の基準月から」、終期は「該当しなくなる日（生活保護の廃止日）の属する月まで」とされており、申立期間は法定免除期間に該当するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで  
② 昭和51年10月から同年12月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

申立期間の保険料は、私がA郵便局かB銀行C支店において納付書に現金を添えて納付した。

申立期間①については、領収印が押されていない領収済通知書を所持しており、申立期間②については、直後の昭和52年1月から同年6月までの期間について、B銀行C支店の領収印が押された領収証書を所持している。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録及び申立人の所持する国民年金手帳の記録から、昭和45年12月19日を資格取得日として47年4月ごろに払い出されたことが推認できることから、申立期間①及び②の保険料を現年度納付することが可能である上、国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる同年4月以降の保険料は申立期間①、②及び未加入期間を除き納付済みであることから、申立人の納付意識は比較的高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間①について、領収印が押されていないものの、納付を証明するものとして、領収済通知書を長年所持している。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間であり、前後の期間は保険料が納付済みであること、及び申立人の生活状況に大きな変化は見受け

られないことから、納付意識の高い申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成元年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実を確認できないとの回答を受け取った。

国民年金加入手続及び加入当初の保険料納付については、亡父に任せていたために詳細は不明であるが、途中から私が勤務先の近くにあった A 組合 B 支店において納付書に現金を添えて保険料を納めるようになった。当時の保険料月額が 7 千数百円くらいで、徐々に値上がりした記憶があり、数か月分の保険料をまとめて納めたこともあったと思う。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 13 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、厚生年金保険との切替手続も適切に行うなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から平成元年 12 月から 2 年 1 月ごろまでの間に払い出されたものと推認でき、この時点において、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった上、申立人は数か月分の保険料をまとめて納付したこともあったと記憶しているところ、事実、オンライン記録には申立人に対し平成 2 年 12 月 6 日に申立期間の後半部分について過年度納付書が発行されたことが確認できることから、申立期間の前半部分についても過年度納付書が発行され、合計 2 回の過年度納付により、申立期間のすべての保険料を納付したとしても不自然ではない。

さらに、申立人はA組合B支店で国民年金保険料を納付していたと主張するところ、C組合連合会は、申立期間当時、D組合では国庫金である過年度保険料を収納できなかったものの一旦納付書と現金を預かり、同連合会を經由しE金庫F支店において収納することは可能であったとしている。

加えて、申立人が記憶する国民年金保険料の月額<sup>びよう</sup>は当時の保険料額とほぼ一致するなど、申立内容には信<sup>びよう</sup>憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間及び55年12月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで  
② 昭和55年12月から56年3月まで  
③ 昭和56年6月から同年9月まで

年金記録問題の報道を契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

私は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、すべて私の母が行ってくれていた。

私の母が申立期間の保険料をどのように納付したかは知らないが、母の性格上、私の申立期間の保険料をすべて納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②は、それぞれ12か月及び4か月と比較的短期間である上、その前後の期間の保険料が現年度納付されたことが特殊台帳の記録から確認できる。

また、申立人及びその母は、A店を長年経営し、生活状況に大きな変化は見受けられず、安定した収入があったものと推認できることから、申立人の母が申立人の申立期間①及び②の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

2 申立期間③は、申立人の保険料を納付したとするその母が既に亡くなって

いるため、納付状況が不明である上、申立人及びその姉は、このころ、母と不仲になり家業のA店を辞めたとしていることから、A店の経営状況に大きな変化が見受けられる。

また、申立人は、A店を辞めると同時に実家を出て独立したとしており、独立後にも複数の保険料未納期間が存在することから、申立人の母が申立期間③の保険料を納付しなかったと考えられる。

さらに、申立期間③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年4月9日）及び資格取得日（同年7月1日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月9日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

昭和30年2月5日にA社に入社し、38年9月26日まで同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人は、A社において昭和30年2月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、33年4月9日に同資格を喪失後、同年7月1日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人が申立期間当時、管理部門を統括していたと記憶している元上司及び同じB部門で勤務していたと記憶している元同僚は、「申立人は申立期間において、B部門で継続して勤務していた。」と証言している上、オンライン記録から、上記の元上司及び元同僚の申立期間における厚生年金加入記録が確認できることから、申立人が、申立期間もA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月30日から同年4月1日まで

社会保険事務所(当時)から、A社(B工場)で勤務していた当時の同僚の退職日と厚生年金保険被保険者資格の喪失日の件で問い合わせがあったので、自分の年金記録を確認したところ、私の同社における資格喪失日が昭和47年3月30日となっていることが分かった。

私は、昭和47年3月31日にA社(B工場)を退職したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する入退社年月日を記録したノートの記載内容、申立人に係る退職金計算書における「退社年月日」欄の記載及び同社の回答書から、申立人は、申立期間において同社(B工場)に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が加入するC基金が保管する加入員台帳基本異動記録に記載された、当該基金における申立人の脱退日及び厚生年金保険の記録における資格喪失日がいずれも昭和

47年3月30日となっており、上記厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って記録したことは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず(その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月12日から22年5月1日まで

B社での勤務時代の同期入社の方が、年金記録の確認を申し立てたところ認められたと聞き、自分の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和21年4月12日にA社C営業所に採用され、同年8月10日から同社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再び同社C営業所へ配属された。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社本社が保管する人事記録及び同社の回答から、申立人は、昭和21年4月12日にA社C営業所に採用され、同年8月10日から22年2月28日まで同社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同社C営業所に勤務し、いずれの期間も同社C営業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の人事記録から、昭和21年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和21年4月12日から同年8月9日までは不明である一方、同年8月10日から22年5月1日までは納付したと主張するが、オンライン記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者は、いずれも異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に、各営業所で採用されたときから、養成所に入所した21年8月10日以降の期間を含む22年5月1日までの期間の加入記録が無いところ、配属先事業所の各管轄社会保険事務所がこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年4月から22年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月12日から22年5月1日まで

B社での勤務時代の同期入社の方が、年金記録の確認を申し立てたところ認められたと聞き、自分の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和21年4月12日にA社C営業所に採用され、同年8月10日から同社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再び同社C営業所へ配属された。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社本社が保管する人事記録及び同社の回答から、申立人は、昭和21年4月12日にA社C営業所に採用され、同年8月10日から22年2月28日まで同社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同社C営業所に勤務し、いずれの期間も同社C営業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の人事記録から、昭和21年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和21年4月12日から同年8月9日までは不明である一方、同年8月10日から22年5月1日までは納付したと主張するが、オンライン記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者は、いずれも異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に、各営業所で採用されたときから、養成所に入所した21年8月10日以降の期間を含む22年5月1日までの期間の加入記録が無いところ、配属先事業所の各管轄社会保険事務所にこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年4月から22年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月12日から22年5月1日まで

B社での勤務時代の同期入社の方が、年金記録の確認を申し立てたところ認められたと聞き、自分の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和21年4月12日にA社C営業所に採用され、同年8月10日から同社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再び同社C営業所へ配属された。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社本社が保管する人事記録及び同社の回答から、申立人は、昭和21年4月12日にA社C営業所に採用され、同年8月10日から22年2月28日まで同社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同社C営業所に勤務し、いずれの期間も同社C営業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の人事記録から、昭和21年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、昭和21年4月12日から同年8月9日までは不明である一方、同年8月10日から22年5月1日までは納付したと主張するが、オンライン記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者は、いずれも異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に、各営業所で採用されたときから、養成所に入所した21年8月10日以降の期間を含む22年5月1日までの期間の加入記録が無いところ、配属先事業所の各管轄社会保険事務所にこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年4月から22年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を昭和21年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月12日から22年5月1日まで

B社での勤務時代の同期入社の方が、年金記録の確認を申し立てたところ認められたと聞き、自分の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

昭和21年4月12日にA社C営業所に採用され、同社D支店養成所で研修を受けた後、22年3月1日に再び同社C営業所へ配属された。

このため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社本社が保管する人事記録及び同社の回答から、申立人は、昭和21年4月12日にA社C営業所に採用され、22年2月28日まで同社D支店の養成所で研修を受けた後、引き続き同社C営業所に勤務し、いずれの期間も同社C営業所において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社本社保管の人事記録から、昭和21年4月から22年3月までは180円、同年4月は510円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、納付したと主張するが、オンライン記録により、申立人と同時期に上記の養成所に入所した者は、いずれも異なる事業所に配属されているにもかかわらず、申立人と同様に、各営業所で採用されたときから、養成所に入所した21年8月10日以降の期間を含む22年5月1日までの期間の加入記録が無いところ、配属先事業所の各管轄社会保険事務所にこれらの者すべてについて記録の処理を誤ることは考え難いことから、管轄社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る21年4月から22年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成5年10月から6年6月までは13万4,000円、同年7月から9月までは15万円、同年10月から7年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年11月19日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間について、実際に受けていた給与より少ない金額の標準報酬月額となっていることが分かった。

調査の上、申立期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録から、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年6月までは13万4,000円、同年7月から9月までは15万円、同年10月から7年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年11月19日より後の8年2月23日付けで、5年10月1日に遡及<sup>そきゅう</sup>して、それぞれ12万6,000円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、このような処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年10月から6年6月までは13万4,000円、同年7月から9月までは15万円、同年10月から7年9月までは14万2,000円、同年10月は15万円に訂正することが必要と認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から61年4月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間について年金記録が無かったため、改めて社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実を確認できないとの回答を受け取った。

私は昭和54年4月に実家のあるA市に戻り結婚し、父の経営する個人商店に勤務し始めた。

私の父が、私と妻の国民年金加入手続及び保険料納付をしていてくれたはずであるのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付を行ったとするその父は既に亡くなっているため、申立人の母に聴取したものの、すべて夫に任せていたとしており、納付状況等が不明である。

また、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付できない上、申立人の父が申立人の分と一緒に国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとされる申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号払出簿及びオンライン記録から、昭和54年4月12日を資格取得日として同年7月ごろ払い出されたことと推認できるものの、申立人の妻の申立期間の保険料は未納となっている。

さらに、申立人の妻が所持する年金手帳は、婚姻後の住所及び昭和54年7月に払い出された国民年金手帳記号番号が記載されているところ、申立人の所持する年金手帳（婚姻前の昭和52年3月ごろ厚生年金保険の加入に伴い発行

されたものと推認)には、婚姻後の住所及び国民年金手帳記号番号が記載されていない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名検索によっても申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月から58年6月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間について年金記録が無かったため、改めて社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和57年12月から58年6月までの納付が確認できなかったとの回答を受け取った。

それまで勤めていた会社を昭和57年12月に退職した後、A市役所で国民年金の加入手続を行った。就職活動中に横長で黄ばんだ白い紙の国民年金納付書が送られて来たのを覚えている。国民年金保険料は、毎月、最寄りのB駅前にあった郵便局で1万円から1万3,000円を納付したと思う。その後就職が決まってA市役所へ国民年金の資格喪失届を出した時に窓口の女性職員から「厚生年金保険に戻られるのですね。」と言われたのを良く覚えている。

もし納付していないのであれば、督促状が送付されたはずだと思うが、そのようなものを受け取った覚えはない。度重なる引越で納付を示す領収書等はないが、「26年も前のことを思い出せ。」と言われても、無理な話である。

私自身で国民年金の保険料を納めていたのに、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から昭和61年5月ごろに払い出されたものと推認でき、申立期間は、国民年金の未加入期間である上、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料を毎月納付していたと主張するところ、

当時、A市役所が発行していた納付書は、3か月分ごとに4期に分けて納付するものであったことが確認できる上、申立人の記憶する納付金額も当時の保険料月額と相違している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年8月まで

年金記録問題が話題となったことから、自分の年金記録が不安となり社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

昭和47年10月ごろ夫に勧められ、当時近所に住んでいた「年金集金係」の人に国民年金の加入手続を行い、その人に毎月500円程度の保険料を支払っていた。

当時の知人によれば、私が転居後の昭和49年又は50年ごろに保険料の着服事件があったということなので、この事件により欠落したと思われる私の保険料の納付記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿から、昭和49年9月10日ごろに払い出されたものと推認できるところ、A市役所及びB町役場(現在は、A市C町事務所)作成の被保険者名簿並びに自身が所持する国民年金手帳の記録から、同年9月10日に任意被保険者として資格取得していることが確認でき、この時点において、制度上、申立期間にさかのぼって資格を取得することはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人と同一地域に居住し、町内集金人に保険料を支払っていたとする申立人の知人3人はオンライン記録から、いずれも申立期間に係る保険料が納付済みであることが確認できる上、その3人に聴取しても申立期間の保険料が着服されたことをうかがわせる具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人が主張する当時の町内集金人は、申立人の知人3人が記憶す

る集金人とは別人である上、いずれの集金人も既に亡くなっているため、当時の町内集金状況を聴取できない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無い上、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月20日から22年3月25日まで  
(A社B事業所)  
② 昭和25年10月から26年3月まで  
(C社D事業所)  
③ 昭和26年10月から27年3月まで(同上)  
④ 昭和27年10月から28年3月まで  
(C社E事業部F事業所)

年金記録問題が話題となっていたので、自分の年金記録について社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①から④までの期間について、記録がない旨の回答を受けた。

申立期間①については、募集があったので応募して季節労働者として働いていたのは間違いない。

申立期間②から④までについても、同郷の仲間に誘われて、季節労働者として働いていたのは間違いないので、申立期間①から④までを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社B事業所に季節労働者として働いていた。」と申し立てているところ、オンライン記録から、申立期間①のほぼ同時期にA社B事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員の証言から、申立期間①当時、B事業所には、G部門とH部門の二つの部門があったことがうかがえるが、申立人は、このうち、どちらの部門に勤務していたか記憶していない。

また、上記従業員は、「私は昭和21年12月から38年9月までG部門で勤

務したが、申立人の名前には記憶がある。内地から来た人で季節労働者だった。」と証言している一方で、オンライン記録から、申立期間①のほぼ同時期に、A社B事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、G部門に勤務したとする従業員3人及びH部門に勤務したとする従業員2人はいずれも、「申立人のことは知らない。」と証言している上、B事業所は、「申立期間①当時の資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①におけるB事業所での勤務実態及び保険料控除が確認できない。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者資格を有する38人について調査したところ、在籍期間8年未満の者はおらず、短期間労働者の厚生年金保険加入記録を確認することができないことから、B事業所では短期間労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人は申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②及び③について、オンライン記録から、C社D事業所(現在は、C社)において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、「申立期間②及び③当時、C社D事業所にはI部門、J部門、K部門、L部門の四つの部門があったが、申立人のことは知らない。」と証言している上、C社は、「申立期間②及び③当時の資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間②及び③におけるD事業所での勤務実態及び保険料控除が確認できない。

また、申立人は、「申立期間②及び③当時は、季節労働者として働いていた。」と申し立てしているところ、申立期間②及び③当時、C社D事業所I部門に勤務したとしている従業員は、「季節労働者は希望すれば、厚生年金保険に加入できた。私は希望して厚生年金保険に加入した。」と証言している一方で、申立人が申立期間②及び③に季節労働者として、C社D事業所で一緒に勤務したとする同郷の3人の厚生年金保険加入記録を確認したところ、オンライン記録において、いずれもD事業所における厚生年金保険加入記録は確認できないことから、D事業所では必ずしもすべての季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間②及び③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無

い。

- 3 申立期間④について、申立人は、「申立期間④当時、C社E事業部F事業所のM部門で季節労働者として働いていた。」と申し立てているところ、オンライン記録から、申立期間④中にC社F事業所（現在は、C社）において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員6人はいずれも、「申立人のことは知らない。」と証言している上、C社は、「申立期間④当時の資料を保管していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間④におけるF事業所での勤務実態及び保険料控除が確認できない。

また、C社F事業所において申立期間④当時に総務課で季節労働者の採用を担当していた元従業員は、「M部門に勤務していた季節労働者は、厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言していることから、F事業所では申立期間④当時、季節労働者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は申立期間④において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間④に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 54 年 2 月 26 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A事業所に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかったため、社会保険事務所(当時)に照会したところ、やはり、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

所持する母子手帳に、当時勤務していた仕事内容等が記載してあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンラインの記録から、昭和 48 年 11 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで、A事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員が、「申立人を知っている。2、3年一緒に仕事をしたことがある。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が申立期間中、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人の夫が厚生年金保険に加入していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載から、申立人は、申立期間前の昭和 50 年 8 月 20 日から、その夫が被保険者資格を喪失する 53 年 4 月 1 日まで、夫の被扶養者となっていることが確認できる上、当該原票において、申立人の次女及び三女に係る配偶者分娩費・育児手当金の支給決定の記載が確認できる。

また、申立期間当時に、A事業所において厚生年金保険に加入していた従業員で、連絡が取れた3人のうちの1人は、「自分は、入社日に厚生年金保険に加入したと思うが、当時、厚生年金保険に加入していない人がいた。」と証言しているところ、別の1人は「私は、入社後2年7か月程度、厚生年金保険に

未加入だった。」と証言していることから、当時、当該事業所では、必ずしも採用と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 3 年 3 月 21 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が当時の給与支給額と大きく違っていた。

私は、平成元年 12 月、A社に 1 年契約の契約社員として入社し、企画営業業務に携わっていた。当時の年齢がおよそ 30 歳だったので、その給与額は 30 万円で同社と契約したと記憶している。また、当時、税引き後の給与として、毎月 30 万円弱が自分の銀行口座に振り込まれていたことも記憶している。

国（厚生労働省）の記録では、申立期間の標準報酬月額が 18 万円となっているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、A社が保管する申立人に係る賃金台帳によると、申立期間の報酬月額は、平成元年 12 月から 2 年 12 月までの期間は 18 万円、3 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 24 万円、同年 3 月は 25 万円であることが確認できる一方で、申立期間の厚生年金保険料控除額は、すべての月において標準報酬月額 18 万円に相当する額であることが確認でき、当該標準報酬月額 18 万円は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人が氏名を挙げた正社員である上司及び同僚は、「当時の給与支給額と厚生年金保険の標準報酬月額に相違は無い。」と証言しているところ、オンライン記録から、上記二人の標準報酬月額はいずれも、申立人の主張する標準報酬月額（30 万円）より低額であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から 59 年 2 月まで  
② 昭和 61 年から平成 2 年 3 月まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間①及び②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①について、A事業所でB社のC及びDのE業務を担当していた。

また、申立期間②について、F事業所でG業務を担当していたので、いずれの申立期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「H県I市のB社のC及びDの事業所敷地内に所在するA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、当該事業所の所在地や事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、オンライン記録において、A事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないことから、勤務していた事業所を特定することができない。

また、B社は、「当社のC及びDのE業務は、子会社であるJ社が担当しており、A事業所という名称の事業所は、おそらく同社の取引先ではないかと思われるが、資料が無いため不明である。」と回答している。

さらに、K団体及びH県C団体の会員名簿にはいずれも、H県内にA事業所という事業所は確認できず、L局E業務担当課は、「C、DをMする業者の登録については不明である。」と回答していることから、申立人の勤務先事業所が特定できない。

加えて、オンライン記録において、H県に所在し、A事業所の類似事業所名である事業所2社が確認できるが、当該2社に係る厚生年金保険の被保険者記録には、申立人の氏名は無い。

2 申立期間②について、申立人は、「N地方O区に所在するF事業所に勤務していた。」と主張しているところ、当該事業所の所在地や事業主及び同僚の氏名を記憶していない上、オンライン記録において、F事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できないことから、勤務していた事業所を特定することができない。

また、N自治体P業者担当課は、「申立期間②当時及びその前後の期間を含め、O区に所在するF事業所という名称のP業者の登録は確認できない。」と回答していることから、申立人の勤務先事業所が特定できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 5 月 21 日から 55 年 8 月 27 日まで  
「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。  
当時のことをよく知っている同僚の連絡先も分かるので、詳しく調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和 53 年 5 月 26 日から 55 年 8 月 25 日まで、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A社という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない上、事業主は、「申立期間当時、当社は厚生年金保険に加入していなかった。」と回答している。

また、申立人が氏名を記憶している同僚は、「申立人のことは記憶しているが、厚生年金保険の加入については分からない。」と証言しており、当該同僚が記憶している申立期間当時の他の従業員はいずれも、所在が不明又は亡くなっていることから、申立期間当時のA社における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 9 日から 33 年 5 月 11 日まで  
② 昭和 34 年 11 月 20 日から 35 年 4 月 20 日まで

平成 9 年 12 月に年金裁定請求を行った際、A 社及び B 社 C 工場に勤務した期間の厚生年金保険は脱退手当金が支払われているとされ、疑問に思っていた。

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、同じ記録となっていたため、改めて社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A 社に勤務していた申立期間①及び B 社 C 工場に勤務していた申立期間②について、同様に脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求及び受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定の基礎となる標準報酬月額等を裁定庁に回答したことが記録されているとともに、B 社 C 工場に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 35 年 10 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間①及び②については同一番号であるものの、申立期間②の後の再加入期間については別番号となっていることから、申立人が脱退手当金を受給したために別番号が払い出さ

れたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 16 日から 19 年 9 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に定年再雇用で契約スタッフとして勤務を始めた申立期間における標準報酬月額が実際と違っていることが分かった。

国の記録では、標準報酬月額は 19 万円になっているが、当時の給与明細書があるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における給与支給明細書から、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は 19 万円であることが確認でき、その額は、オンライン記録による標準報酬月額の記録と一致している。

また、A社は、「申立人が定年退職後契約スタッフになる際に基本給が先に決まっており、その連絡が人事部に届いていたところ、その後、当社と申立人との交渉で手当が支払われることになったが、その情報が人事部に届いていなかったため、申立期間において、基本給 19 万円のみから算出された厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

さらに、A社が保管する社会保険事務の管理に使用している「個人別給与支払入力」画面の写しから、同社は申立期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたことが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。